

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月2日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会規則第10号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～62 略					1～62 略				
63 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）	第4条第5項	略			63 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）	第4条第3項	略		
	第5条第1項 略					第5条第1項 略			
	第5条第2項	略				第5条第2項	略		
	第5条第4項	<u>禁止命令等をしたときの当該禁止命令等の申出をした者に対する通知</u>						○	
	第5条第5項	<u>禁止命令等をしなかつたときの当該禁止命令等の申出をした者に対する通知</u>						○	
	第6条第4項	略				第6条第4項	略		
第6条第5項～第10条第3項及び第5項 略				第6条第5項～第10条第3項及び第5項 略					
(1) 略					(1) 略				
64～100 略					64～100 略				
備考 略					備考 略				

附 則

この規則は、平成25年10月3日から施行する。